

議 事 録

会議の名称	令和5年度第7回登米市農業委員会総会
開催日時	令和5年9月25日（月） 午後1時30分 開会 午後2時21分閉会
開催場所	中田庁舎3階 旧議場
議長の名氏	高橋 清範 会長
出席者 （委員） の氏名	<p>【農業委員】</p> <p>1番 小野寺 義 幸 2番 鈴木 泰 子 3番 田島 幹 雄 4番 三塚 芳 毅 5番 五十嵐 幸 喜 6番 柴崎 専 一 7番 佐藤 久 順 8番 浅野 和 宏 9番 岩淵 勉 10番 岩崎 とみ子 11番 阿部 静 男 12番 上野 栄 公 13番 小野寺 鉄 子 14番 阿部 晃 徳 15番 加美山 竜 太 16番 高橋 健 之 17番 鈴木 巖 18番 芳村 忠 市 19番 芳賀 秀 二 20番 櫻井 利 光 21番 佐藤 瑛 彦 22番 鹿野 昭 子 23番 門馬 一 郎 24番 高橋 清 範</p> <p>【農地利用最適化推進委員】</p> <p>1番 門脇 昭 雄 2番 及川 祐 宏 3番 田崎 光 雄 4番 千葉 久三男 5番 東 敬 三 6番 芳賀 定 一 7番 高橋 弥寿仁 8番 白石 久 喜 9番 佐々木 正 志 10番 岩渕 和 也 11番 青山 信 一 12番 千葉 利 行 13番 佐藤 啓 14番 千葉 孝 二 15番 佐々木 喜 朗 16番 千葉 博 直 17番 佐々木 尚 18番 小野寺 堅 二 19番 小出 隆 則 20番 豊澤 啓 司 21番 佐々木 武 雄 22番 佐藤 晃 23番 鈴木 一 義 24番 小林 弘 幸 25番 石堂 貴 博 26番 佐藤 進 27番 土生 浩 也 28番 亀井 達 夫 29番 近藤 充 30番 白 鳥 剛</p> <p>（<input type="checkbox"/>は欠席委員、<input type="checkbox"/>は遅参委員、<input type="checkbox"/>は早退委員）</p>
	事務局職員 職氏名
議 題	報告第17号 農地法第18条第6項の規定による届け出について

	<p>報告第 18 号 農地の現状変更届出について</p> <p>報告第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可書の返納について</p> <p>報告第 20 号 農地基本台帳新規(補正)登載申請について</p> <p>議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 45 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第 46 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第 47 号 非農地証明願について</p> <p>議案第 48 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第 49 号 農地賃借料情報の提供について</p>
会 議 結 果	<p>報告第 17 号 議案書のとおり報告した。</p> <p>報告第 18 号 議案書のとおり報告した。</p> <p>報告第 19 号 議案書のとおり報告した。</p> <p>報告第 20 号 議案書のとおり報告した。</p> <p>議案第 44 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 45 号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第 46 号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第 47 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 48 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 49 号 原案のとおり決定した。</p>
会 議 の 概 要	下記のとおり
会 議 資 料	<p>令和 5 年度第 7 回登米市農業委員会総会資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案書 ・ 議案説明資料 ・ 諸般の報告 ・ 農地法第 3 条調査書
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議 長	<p>日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、5 番 五十嵐幸喜委員、7 番 佐藤久順 委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。</p> <p>お諮りします。本総会の会期は本日 1 日間としたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>

議長	<p>異議なしと認めます。 よって本総会の会期は本日1日間とすることに決定しました。</p>
議長	<p>日程第3、「諸般の報告」を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>日程第4、報告第17号「農地法第18条第6項の規定による届け出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。 これで、報告第17号を終わります。</p>
議長	<p>日程第5 報告第18号「農地の現状変更届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。 これで、報告第18号を終わります。</p>
議長	<p>次に、日程第6報告19号「農地法第3条の規定による許可書の返納について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。 これで、報告第19号を終わります。</p>
議長	<p>次に、日程第7報告20号「農地基本台帳新規(補正)登載申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>

説明が終わりました。
これで、報告第 20 号を終わります。

議長

次に、日程第 8 議案第 44 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局から説明を求めます。

事務局

《事務局説明》

本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第 3 条調査書」により確認しております。

進行番号 1 番については、調査結果 1 となります。

法第 3 条第 2 項第 1 号の「全部効率利用」については、譲受人の経営農地は 1 筆以外全て耕作されています。保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号については、譲受人は個人であり適用はありません。

第 3 号についても、信託ではないため適用はありません。

第 4 号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

第 5 号の転貸禁止については、申請地は所有権の移転であり転貸にはあたりません。

進行番号 2 番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま

す。また、第 6 号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思

います。
以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。
ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。
第 2 区の報告を登壇してお願いします。

9 番委員

農地法第 3 条の進行番号 3 番については、別紙議案説明資料 1 ページから 7 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、登米市中田町に居住する譲受人が、同じく中田町に居住する譲り渡し人から農業経営を始めるため、中田町上沼地内の農地を譲り受け、耕作を行うものです。

譲受人は、現在農地を耕作しておりませんが、保有している機械の能力などから見て、効率的に利用できるものと見込まれます。

以上のとおり報告します。

令和5年9月25日

現地調査員

2番 鈴木泰子委員

13番 小野寺鉄子委員

9番 岩淵勉委員

議長

調査報告が終わりました。

次に、地域との調和要件について、担当委員から自席にて発言をお願いします。

議長

進行番号1番について、12番上野栄公委員

12番委員

はい。意見。よろしいですか。

進行番号1番について現地を確認させていただきました。

登記簿上は、4筆となっておりますが、現地を見ますともうはや1メートルぐらい盛土されており、もうほとんど平らな畑地と言いますか、盛土になっておる状態でございます。何か耕作しているのかなとよく見ましたけれども、雑草しかございませんでした。これに対して3条有償移転ということで、譲受人の方が、中田町石森の方で迫町北方まで来て畑を耕作する。なかなかこれ大変ではないのかなというふうに思いますし、譲受人の方ですけれども、農業従事日数が90日で、原則3条っていうのは150日以上となっております。職業が、建設業ということで、本来3条というのは、農業を営もうという農業従事者ですね。農業を営もうとするものに3条っていうのは適用になるわけですから、5条申請ならわかるんですけども、どうしてこれ3条になったのかなっていうふうなこともちょっと理解しかねるんで、ご家族に関してもお母さまがいらっしゃって、あとお姉さん3人暮らしでありまして、これ継続的に農業を畑地を守れるのかなということで、ちょっと疑問に思いますのでご審議のほどお願いしたいと思います。

議長

今、上野委員さんからご意見いただきましたが一通り意見を聞き終わった後にしたいと思いますのでお願いします。

議長

次に、進行番号2番について、17番鈴木巖委員

《支障なしの声を確認》

議長

先ほどの上野委員さんに対する事務局から説明をお願いします。

事務局

先ほどの上野委員さんからのご指摘について、私の方から申請時点で受付したのから伺っている内容の方を報告させていただきたいと思います。まず耕作される方、今回譲り受ける方ですが、この農地を使って、畑作を行いたい

ということで申請をいただいております。野菜多種ということで伺っております。譲受人はこの1反ぐらいの部分なんですけど、野菜ということで自家用野菜を方作るといってございまして。自宅から、11キロほどあって、車で15分という距離にあると伺っております。機械等についても、トラック2台と耕運機があるということで、作業については、機械類については十分であるかなというふうに判断させていただいております。申請の方受けさせていただいております。それから農作業への年間従事日数でございしますが、こちらは確かに上野委員さんのおっしゃる通り150日には達しておりませんが、申請受付時に、一般の畑作を行うのに実際に何日ぐらい必要ですかというのを伺ったときに、作物にもよるんですけど90日ほど従事するというので備考欄に丸を付けるような形で、今回申請の方を受付させていただいております。なお、建設業勤めということでおそらく農地以外の5条転用とかの心配をされてるのかなという部分で、ご指摘いただいていると思うんですが、3条の申請を受け付ける際にですね。ちょっとここ、本日空の様式を持ってきておりませんが、農地法第3条確認書というものを先月の4条申請のちょっとトラブルがあってから、確実に申請者からいただくようにしております。その内容については、農地法3条の趣旨をよく理解していただいた上で買われる方、譲受人の方は居宅の新築ですとか、資材置き場の設置、太陽光施設、発電施設の設置などの目的で購入したものではありません。それから次に耕作を行うことを目的として管理に努めますということで、記名押印いただいて、申請書の方に一緒につけさせていただいております。ちょっと見えづらいかもかもしれませんがこのような形でちょうど見えておるところでございまして。なお転用については、委員さんご指摘の通りもしかしたらそういう可能性もあるのかなということで、県の方に、農地種別等を確認しているところ第1種農地になりますのでこの場所で資材置き場等設置するのはちょっと不可能な場所となっておりますので重ねて報告させていただきたいと思っております。

12 番委員

はい。現地を見た限りの支障のあるなしに関してはよろしんですけども、農業委員会として、これでよろしいんだったら私はよろしいでございまして。

議長

今、事務局それから上野委員さんとのやりとりがありましたけれども、これに関しましてあとその他、どなたか質疑ございませんか。

5 番委員

現地調査の報告を受けましたけれども、何か上野委員さんの調査では、1メートルぐらい盛土されている畑であるんだか畑地でないのか。現状ですね。耕作できる状態であるのか。その辺は確認をとったんですか。

事務局

現地の方は直接確認しておりませんが、1メートルぐらいの盛土については、10年以上前に、今現在の所有者さんの方が、田んぼで使うのがちょっと難しいということで、盛土した上で畑で使いたいということやってたようではあるんですが、ちょっと詳細の方は、行政書士を経由した申請になってるんです

けど。その辺までは確認取れておりませんでした。

5 番委員

10年ぐらい前っていう話なんですけど、許可を取ってやれば何も問題はないんです。取っていないのに盛土してるってことは無断転用。確実に取っておいて、そして委員さんが心配するのは、畑として利用するんじゃないんだ。将来的にはもう何か目的があって、そこを所有されるんじゃないかというそういう心配が出てるんだと思うんです。何の心配ないと話しましたがけれども、そうではないんです。それで今は下限面積が無くなってしまって、誰でも所有できています。そういうことでいろんな点でこれから問題が出てくると思うんです。農地を農地として利用するんじゃないんですから、3条での売買じゃなくて、皆さんが言う通り5条申請であれば、我々許可しますけども、3条であればちょっと問題じゃないかと。なおさら1作要件というのがありますから、1年1作。それも確実にやるんだかどうか、それを確認できるんだかどうか、それはどうでしょう。

事務局

はい。この農地につきましてですが、委員さんご指摘の通りで盛土した経緯については10年前ほどっていうことのみを確認取れる程度で、許可を行っていたかどうかまでは確認することができませんでした。ただ、もともと地目が畑だったので、盛土のタイミングがちょっとわかんないんですけど、畑としてお使いたい。ただ、現地調査の結果として、今現在、耕作されてないようだというお話もいただいているので農地的にちょっと難しい部分もあるのかなと思いますが、利用状況調査で、一応こちらの農地の方は良好という形で調査結果になっております。で、そういった部分に基づいて地権者さんの方と譲受人の方なんですけど譲受人の方も、あくまで耕作目的で、1作とかじゃなくて耕作目的で取得したいという旨で今回申請いただいておりますので、重ねて申し上げますが、この部分は、資材置き場等での農地転用ができない第1種農地になっておりますので、単純な資産保有目的じゃなくて、あくまで耕作目的ということで、宣誓いただいておりますので、その辺はご理解いただければなと思います。一応、その辺については、確実に確認の方は、何度もさせていただいた上で、確認書もちょうだいしておりますのでよろしくお願ひします。

10 番委員

私何もわかんないから、ちょっと的外れな質問してしまうと思うんですけども、先ほど申請書っていうか、誓約書っていうか作って書いてもらってますっていうことをおっしゃってましたけど、その紙の効力ってあんですか。それ約束、今は約束しても、私、現状そういうことなので、その時は約束しても、結局そういうことをできても何の罰則もないとかっていうほどの紙であれば、その紙って意味あんですか。

事務局

はい。ただいまのご指摘の部分でございますが、確かに委員おっしゃる通り、法的拘束力というものは発生しないかと思われま。ただしですねこちらのあくまで耕作目的で取得してありますよということで、申請いただいて、おりま

すので、一応条件としては、3条の許可申請書、農地として使わないでそのまま転用の話などがあつた場合には、許可書を返納した上で、名義とかも全部法務局で元に戻した状態で改めて総会で報告させてもらって、その5条申請をいただくということでお客様の方にも、大分負担をかけるような内容で、一応確認書の方、全部説明して入ってもらってますので、一応もし約束反故にするような申請があつた場合には、この辺を確認書にこうやってサインもらってますという部分を、お伝えした上で許可証返納後に5条申請を改めていただくということで、お客様の方には伝えております。なお、この場所については農地転用の方はできない場所になってますので、それ、それについても併せてご報告させていただきます。

議長

そのほかに何かございますか。
なければこれで質疑を終わります。
これから議案第44号を採決します。
お諮りします。
本案は申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。よって、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。

議長

次に、日程第9議案第45号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について」さらに、日程第10議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局より説明》

説明が終わりました。
ここで現地調査員から調査結果の報告を求めます。
先に第1区の報告を登壇してお願いします。

7番委員

農地法第5条の進行番号1番については、別紙議案説明資料11ページから13ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に太陽光発電施設を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号2番については、別紙議案説明資料14ページから16

ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる集落に接続して設置されるものであり、転用の要件は満たされております。また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴しやむをえず転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号3番については、別紙議案説明資料17ページから19ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に駐車場及び資材置き場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

また、申請地はすでに農外利用されていることから、申請人より始末書を徴しやむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号3番については、別紙議案説明資料29ページから31ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に駐車場を整備するもので、農地区分としては第1種農地と判断され、原則的に転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる既存施設の敷地面積の2分の1を超えずに拡張するものであり、転用における周囲の影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和5年9月25日

現地調査委員

8番 浅野和宏委員

7番 佐藤久順委員

議長

次に、第2区の報告を登壇してお願いします。

9番委員

農地法第4条の進行番号1番については、別紙議案説明資料8ページから10ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に物置及び通路を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号4番については、別紙議案説明資料20ページから22ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に太陽光発電施設を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用におけ

る周囲への影響も受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のおり報告します。

令和5年9月25日

現地調査委員

2番 鈴木泰子委員

13番 小野寺鉄子委員

9番 岩淵勉委員

議長

調査報告が終わりました。

これより、議案第45号、議案第46号について、一括して質疑を行います。

議長

質疑はありませんか。

《質疑なしの声》

これで質疑を終わります。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、許可相当であると決定することにご異議ありませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第45号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当である旨を記載した意見書を知事に送付します。

次に、議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は、許可相当であると決定することにご異議ありませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当である旨を記載した意見書を知事に送付します。

議長

次に、日程11 議案第47号「非農地証明願について」を議題とします。

事務局

《事務局説明》

本議案に係る申請は、登米市農業委員会非農地証明書 交付事務処理要領

第6条各号による非農地の判断基準の要件を満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第5条ただし書きにより、現地調査を省略しております。

これより質疑を行います。

質問はありませんか。

《質疑なしの声確認》

内容なので、これで質疑を終わります。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は、願い出のとおり証明することにご異議ありませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。よって、議案第47号「非農地証明願について」は願い出のとおり証明することに決定しました。

議長

つづいて、日程第12議案第48号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

《事務局説明》

本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の要件をすべて満たしていると思われます。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

《質疑なしの声確認》

これで、質疑を終わります。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

	<p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第 48 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程第 13 議案第 49 号「農地賃借料情報の提供について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声確認》</p> <p>質疑無いようなのでこれで質疑を終わります。</p> <p>これから議案第 49 号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 49 号「農地賃借料情報の提供について」は、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>以上で、本日の日程はすべて終了しました。</p> <p>令和 5 年度第 7 回登米市農業委員会総会を閉じます。</p>

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 5 年 9 月 25 日

議 長(会長) 24 番 高 橋 清 範

議事録署名人 5番 五十嵐 幸喜

議事録署名人 7番 佐藤 久順
